

第 12 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 13 日（木） 9 時 30 分～10 時 6 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 3 階 アレンジメント室

3. 出席農業委員 (19 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

5. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長	小田桐 農夫吉	農地係長	中 嶋 一 朗	主事	笹 村 慎一郎
------	---------	------	---------	----	---------

6. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 42 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 31 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉 会

7. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9時30分]

議長
(柴田 博明)

これより第12回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19名中19名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
4番今井委員、5番小田桐委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、小田桐事務局長、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第40号から議案第42号まで3件、ほかに報告が2件でございます。
それでは、議案第40号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第40号表題部読上げ後)
総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。
3ページをご覧ください。
今回の所有権移転は件数が5件、面積11,983平方メートルで、田3

筆 7,972 平方メートル、畑 4 筆 4,011 平方メートルとなっています。

7 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 12 件、面積 72,366 平方メートルで、田 34 筆 70,098 平方メートル、畑 3 筆、2,268 平方メートルとなっています。

9 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 3 件、面積 27,506 平方メートルで、田 3 筆 9,081 平方メートル、畑 13 筆 18,425 平方メートルとなっています。

それでは、所有権移転から説明します。

2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 53 番は、譲受人の祖母からの受遺による所有権移転で、譲渡人の遺言執行により取得するものです。

遺贈と受遺について説明いたします。

遺贈とは、遺言によって無償で自分の財産を他人に与える行為を遺贈といいます。

また、遺言によって財産を受け取ることを受遺といい、受け取る人を受遺者といいます。

整理番号 54 番は、新規就農による所有権移転で、4 ページ整理番号 90 番と合わせて下限面積を超えることにはなりません。農地法施行令第 2 条第 3 項の不許可の例外「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められるものは許可できる」とされており、本件はこれに該当すると思われま

す。整理番号 55 番、56 番は双方の交換による所有権移転で、価格は発生しません。

整理番号 57 番は、譲受人の経営拡大による所有権移転です。

なお、整理番号 53 番は 18 ページ整理番号 27 番と、整理番号 54 番は 4 ページ整理番号 90 番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号 54 番 総額 200,000 円 10 アール当たり 127,632 円

整理番号 57 番 総額 366,600 円 10 アール当たり 150,000 円

となっています。

次に、4 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 90 番は、借受人の新規就農による賃貸借権設定です。

先ほどの所有権移転の整理番号 54 番と同様の理由による賃貸借権設定です。

整理番号 91 番は、借受人が農地所有適格法人を設立し、新規就農す

るため賃貸借権設定するものです。

整理番号 92 番から 100 番までは、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 101 番は、基盤法から 3 条への再設定による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 96 番は 21 ページ整理番号 18 番と、整理番号 99 番は 18 ページ整理番号 30 番と関連する案件です。

次に、8 ページの使用貸借権設定です。

整理番号 18 番、19 番は、経営移譲年金を引き続き受給するため再設定するものです。

整理番号 20 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

使用貸借権設定の整理番号 18 番、19 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、碓ヶ関、平山推進委員から、所有権移転の整理番号 53 番の報告をお願いします。

碓 - 平山推進委員

所有権移転の整理番号 53 番について、現地を確認してきました。

譲受人の祖母からの受遺による所有権移転との事です。

譲受人は、市外在住の農業者で、今回、母方の祖母の遺言執行により取得するもので、市外の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、古川委員から、所有権移転の整理番号 54 番の報告をお願いします。

12 番古川委員

所有権移転の整理番号 54 番について、現地を確認してきました。

譲受人の新規就農による売買との事です。

譲受人は、新規就農ではありますが、農業機械等、必要なものを揃え、ミニトマト及び露地ネギを作付けするとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障がないと

判断できるため、特に問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-4、工藤推進委員から、所有権移転の整理番号 55 番、56 番の報告をお願いします。

平-4 工藤推進委員

所有権移転の整理番号 55 番、56 番について、現地を確認してきました。

譲受人双方の交換による所有権移転との事です。

譲受人双方は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 57 番の報告をお願いします。

1 番今井委員

所有権移転の整理番号 57 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 90 番の報告をお願いします。

12 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 90 番について、現地を確認してきました。

借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は、新規就農ではありますが、農業機械等、必要なものを揃え、ミニトマト及び露地ネギを作付けするとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障がないと判断できるため、特に問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号 91 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 91 番について、現地を確認してきました。

借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は農地所有適格法人要件を満たしている新規就農者であり、農業機械等、必要なものを揃え、水稻を作付けするとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障もないと判断できるため、特に問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、18番、対馬委員から、賃貸借権設定の整理番号92番の報告をお願いします。

18番対馬委員

賃貸借権設定の整理番号92番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号93番の報告をお願いします。

12番古川委員

賃貸借権設定の整理番号93番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号94番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号94番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、19番、大川委員から、賃貸借権設定の整理番号95番の報告をお願いします。

19 番大川委員

賃貸借権設定の整理番号 95 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-3、七戸推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 96 番の報告をお願いします。

平-3 七戸推進委員

賃貸借権設定の整理番号 96 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、工藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 97 番の報告をお願いします。

2 番工藤委員

賃貸借権設定の整理番号 97 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、認定農業者である農地所有適格法人で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 98 番の報告をお願いします。

4 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 98 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 99 番の報告

をお願いします。

12 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 99 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市外在住の認定就農者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 100 番の報告をお願いします。

8 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 100 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 101 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号 101 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、丹代委員から、使用貸借権設定の整理番号 20 番の報告をお願いします。

14 番丹代委員

使用貸借権設定の整理番号 20 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長	<p>現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。 それでは、議案第 40 号について、質疑、ご意見を求めます。</p>
尾-1 小野推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 99 号について、借受人は市外に農地を所有しているのですか。</p>
笹村主事	<p>市外には農地を所有していません。</p>
尾-1 小野推進委員	<p>それでは下限面積の要件を満たさないのではないですか。</p>
笹村主事	<p>借受人はハウスでミニトマトを栽培するため、集約的に農業経営を行うものとして認められ、不許可の例外に該当します。 また、本件は 9 月総会にて賃貸借権設定を行ったものですが、地番に誤りがあったため、一度解約し、正しい地番で設定し直すものです。</p>
尾-1 小野推進委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑、ご意見はありますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
議長	<p>議案第 40 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 41 号を議題とし、事務局に説明を求めます。</p>
笹村主事	<p>（議案第 41 号表題部読上げ後） 13 ページをご覧ください。 今回の所有権移転は件数が 7 件、面積 16,187 平方メートルで、田 3 筆 7,091 平方メートル、畑 5 筆 9,096 平方メートルとなっております。 14 ページをご覧ください。 今回の利用権設定は件数が 2 件、面積 2,114 平方メートルで、地目は全て田です。 それでは所有権移転の案件から説明いたします。 整理番号 73 番から 79 番は、全て譲受人の経営拡大による売買です。</p>

なお、整理番号 73 番は 21 ページ整理番号 20 番と、整理番号 76 番は 18 ページ整理番号 29 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 26 番は、借受人の経営拡大による利用権設定です。

整理番号 27 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 26 番は 19 ページ整理番号 31 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、6 番、花田委員、補足説明がありましたらお願いします。

6 番花田委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 73 番	総額 1,344,600 円	10 アール当たり	300,000 円
-----------	----------------	-----------	-----------

整理番号 74 番	総額 1,000,000 円	10 アール当たり	248,942 円
-----------	----------------	-----------	-----------

整理番号 75 番	総額 150,000 円	10 アール当たり	183,375 円
-----------	--------------	-----------	-----------

整理番号 76 番	総額 564,000 円	10 アール当たり	250,000 円
-----------	--------------	-----------	-----------

整理番号 77 番	総額 1,000,000 円	10 アール当たり	276,091 円
-----------	----------------	-----------	-----------

整理番号 78 番	総額 10,000 円	10 アール当たり	263,158 円
-----------	-------------	-----------	-----------

整理番号 79 番	総額 200,000 円	10 アール当たり	209,644 円
-----------	--------------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 41 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 41 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 42 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 42 号表題部読上げ後)

16 ページをご覧ください。

今回の不動産取得税徴収猶予継続対象者は5名です。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予継続対象者は3年に1度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を中南地域県民局に提出しなければならないことになっており、その届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから申請があったものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、番号5番を除き、議案第42号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

番号5番を除き、議案第42号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、承認いたします。

次に、番号5番につきましては、18番対馬委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に準じ、18番対馬委員に退席を求めます。

(18番対馬委員 退席)

議長

それでは、番号5番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

番号5番について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、承認いたします。

18番対馬委員の入室を許可します。

(18番対馬委員 入室)

議長

次に、報告2件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 30 号表題部読上げ後)

19 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 5 件、面積 9,938 平方メートルで、田 5 筆 7,986 平方メートル、畑 1 筆、1,952 平方メートルとなっています。

整理番号 27 番は、孫へ遺贈するため解約するものです。

整理番号 28 番、31 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

整理番号 29 番は、借主へ売買するため解約するものです。

整理番号 30 番は、一部貸付地を変更して借主へ貸付するため解約するものです。

なお、整理番号 27 番は 2 ページ整理番号 53 番と、整理番号 29 番は 12 ページ整理番号 76 番と、整理番号 30 番は 7 ページ整理番号 99 番と、整理番号 31 番は 14 ページ整理番号 26 番と関連する案件です。

(報告第 31 号表題部読上げ後)

21 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積が 11,913 平方メートルで、田 3 筆 7,431 平方メートル、畑 2 筆 4,482 平方メートルとなっています。

整理番号 18 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

整理番号 19 番、20 番は、他者へ売買するため解約するものです。

なお、整理番号 18 番は 5 ページ整理番号 96 番と、整理番号 20 番は 11 ページ整理番号 73 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 6 分]